

令和8年度 宇和島市結婚新生活支援事業

下記要件を満たす新婚世帯が対象期間内に支払った住居費と家電購入費用の一部を補助します。

結婚新生活を
応援します！

補助対象世帯

令和8年度事業対象世帯

- ①令和8年1月1日以降に結婚した夫婦で、婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であり、世帯の所得が660万円未満である世帯
- ②申請があった日において夫婦の双方または一方が補助対象期間内に取得または賃借した市内住宅に居住し、住民登録している
- ③生活保護等の公的扶助を受けていない
- ④夫婦いずれも市税等の滞納がない
- ⑤賃貸人への家賃を滞納していない
- ⑥夫婦いずれも暴力団員等ではない
- ⑦過去にこの要綱に基づく補助を受けていない
- ⑧夫婦で規定の講座を受講していること ※裏面参照

令和7年度事業対象世帯

※継続補助世帯・資格認定世帯のみ

◆継続補助世帯

令和7年度事業において1回以上この補助金の交付を受けている世帯で上限額まで達していない場合、令和8年度事業の対象となる範囲において、上限額から昨年度交付を受けた額を引いた差額分までご申請いただけます。

◆資格認定世帯

令和7年度事業の対象となる婚姻世帯であって、対象経費の支払いが令和8年度になる等の理由から同年度に交付申請を行うことが困難で資格認定を受けた場合、継続補助世帯と同様に令和8年度事業の対象期間においてご申請いただけます。

※対象経費は住宅取得、リフォーム、賃貸、引越しのみ（家電は対象外）

補助上限額

婚姻日における夫婦の年齢及び申請時の最新の世帯所得によって上限額が異なります

夫婦の双方が29歳以下		住宅取得・リフォーム・賃貸・引越
世帯所得500万円未満	60万円	+
世帯所得500万円以上660万円未満	20万円	
夫婦の双方もしくは一方が39歳以下		住宅取得・リフォーム・賃貸・引越
世帯所得500万円未満	30万円	+
世帯所得500万円以上660万円未満	10万円	

家電

20万円

家電

10万円



補助対象経費 令和8年4月1日から令和9年2月末日までに支払った次の費用が対象です。

住居費 結婚を機とする下記住居費が対象

- 取得・リフォーム費用（建物に係る費用のみ）
- 賃借費用（賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料のみ）
- 引越し費用（引越・運送業者等を利用した費用）



家電購入費用

宇和島市内の店舗で購入した
時短家電および省エネ家電の購入費用
(消費税、送料・配達料、設置工事費を含む)



夫婦で受講する講座等

申請時まで下記いずれかを夫婦共に受講する必要があります。
内容・受講方法は窓口でご案内しますので、お時間に余裕を持ってお越しください。

1. ライフデザイン支援講座
2. プレコンセプションケアに関する講座
3. 医療機関への妊娠・出産に関する相談
4. 共家事・子育て講座

※ 1・2・4は申請時に受講可能（所要時間20分程度）

申請の流れ

申請書類ご提出後、審査を行います。
審査にお時間がかかる場合や、審査の結果ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。



主な申請書類

交付申請時

- 補助金交付申請書（様式第3号）
- 夫婦双方または一方の住民票の写し
- 婚姻日が確認できる書類
(戸籍全部事項証明書や婚姻届け受理証明書など)
- 夫婦双方の所得課税証明書または非課税証明書
- 夫婦双方の市税等納税証明書
- 講座等を実施したことが分かる書類
- 奨学金返済額が分かる書類の写し（該当者のみ）

請求時

各対象経費ごとの
必要書類

申請〆切

令和8年4月1日～令和9年1月31日支払分

令和9年2月5日(金)

令和9年2月1日～令和9年2月28日支払分

令和9年3月3日(水)

制度の詳しい情報はHPをご覧ください、下記までお問い合わせください

問い合わせ

宇和島市役所保健福祉部 こども家庭課（1階 20番窓口）

電話番号：0895-49-7017 メール：kodomoka@city.uwajima.lg.jp

HP：https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/49/uwajimawedding.html

